

## 建設系(新築・増改築・解体)産業廃棄物の埋立処分の申込に必用な添付書類一覧

		申 込 書 類		部数
1	産業廃棄物埋立処分申込書			1
2	事業者	法人の場合	会社の登記簿謄本(年度最初の申込時は3か月以内の原本又は写し)	1
		個人の場合	所得税の確定申告書の写し(最新のもの)	1
3	建設業許可証の写し(新規および記載事項変更の場合に限る)			1
4	廃棄物データシート(普通産業廃棄物用)			1
5	建設系産業廃棄物確認表			1
6	元請確認書類(受注建設工事に関する契約書の写し等)			1
7	現地状況工事前カラー写真(隣家や背景を含めた建築物全景及び排出予定廃棄物)*カラーコピーでもよい			1
8	現場位置図(地番が表示されている住宅地図等)			1
9	運搬方法	自社運搬の場合	①車検証の写し	1
		委託運搬の場合	①車検証の写し ②産業廃棄物もしくは特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	
10	その他必要な書類	建設リサイクル法届出の写し(建設リサイクル法対象工事に限る。)※1		1
		工事対象面積図及び面積表(建設リサイクル法対象外工事)		1
		石綿含有 事前調査結果報告書(写)事前調査説明書(写) ※2		1
		廃棄物データシート(特別管理産業廃棄物用)(廃石綿等性状確認票) (廃石綿等の処分を予定する事業者に限る) 千葉県への提出書類 建築物解体等作業実施届出書の写し(石綿障害予防規則第5条) 特定粉じん排出等作業実施届出書の写し(大気汚染防止法18条の17-1)		1
11	分析証明書(写)		石綿含有汚泥に限る	1

## 【注意】

※1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)により、平成14年5月30日以降、一定規模以上の工事(対象建設工事)については、特定建設資材廃棄物を工事現場で分別(分別解体等)し、再資源化することが義務付けられました。ただし、指定建設資材廃棄物については、再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減(焼却)で足りります。

## ◎対象建設工事の規模に関する基準

工事の種類	規模の基準
建築物解体	80m <sup>2</sup>
建築物新設	500m <sup>2</sup>
建築物修繕・模様替(リフォーム等)	1億円
その他工作物に関する工事	500万円

◎特定建設資材廃棄物: 特定建設資材[コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版等)、木材、アスファルト・コンクリート]が廃棄物となったもの

◎指定建設資材廃棄物: 木材が廃棄物となったもの

◎再資源化: 建設資材廃棄物(建設資材が廃棄物となったもの)について、資材又は原材料として利用することができる状態にする行為、もしくは燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

◎縮減: 焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為 (破碎処理は除く)

◎再資源化施設までの距離: 縮減で足りるとする距離の基準は50km

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)により、平成13年11月30日以降、解体工事業を営もうとする者は、請負う工事の規模に関係なく、建設業許可解体工事業の登録を受けたものに限ります。

※2 大気汚染防止法の改正に伴い石綿含有建材の有無にかかわらず以下の書類提出をお願いします。

事前調査結果報告書(写)	建築物	①解体部分の床面積合計が80m <sup>2</sup> 以上の解体工事 ②請負代金の合計が100万円以上の改造又は補修工事
	工作物	請負代金の合計が100万円以上の解体、改造又は補修工事
事前調査説明書(写)	上記以外の解体、改造又は補修工事	

## 【備考】

### \*運搬方法に関する書類の取り扱い

- (1) 新規申込の際に提出された 9 運搬方法 ①から②の書類は、変更がない限り、当該年度の以降の申込に一律に含めて提出されるものと見なします。
- (2) したがって、例えば年間通して自社運搬を継続し、使用する車輛を変更しない場合は、①、②の書類は、年度初回の新規申込の際に提出するだけで結構です。委託運搬、併用運搬を継続する場合も同様です。
- (3) ただし、車輛が車検の更新を受けたり、構造変更したり、他人名義となって新車検証が発行された場合は、その都度、当公社に届け出るとともに、新車検証の写しを提出して下さい。
- (4) 運搬方法を変更する場合も、変更後の運搬方法に係る書類をその都度、申込書類に含めて提出して下さい。
- (5) 各運搬方法において新たに使用する車輛を追加する場合は、その都度、当公社に届け出るとともに、その車検証の写しを提出して下さい。
- (6) 提出された車検証の写しに基づき、当公社はその車輛番号および車両重量をコンピューター登録し、計量作業に使用します。(一回計量)
- (7) 完全に使用することのなくなった車輛は、その都度、当公社に届け出て下さい。コンピューター登録した車輛より抹消します。
- (8) 上記によらない場合は、2回計量を原則とします。
- (9) **産業廃棄物収集運搬車の表示及び書面の備え付け**

#### **収集又は運搬の用に供する車両の表示(排出事業者が自ら産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合)**

##### ①表示内容

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・事業者の氏名又は名称

##### ②表示場所・字の大きさなど

- ・車体の両側面に識別しやすい色の文字で鮮明に表示
- ・日本工業規格140ポイント以上(氏名・名称は90ポイント以上)
- ・表示方法は特に限定がないので ペンキで直接記載・マグネットシート貼付けでも可  
雨風の影響で不鮮明になったり、走行中の落下等ないようにお願いします。

#### **収集運搬業に係る収集運搬車の表示(委託による廃棄物運搬する場合)**

- ① ②に加えて統一許可番号(下6けた)を90ポイント以上の文字で表示

##### 書面の備え付け

- ・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し(委託運搬)
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)は自己・委託運搬共通でB1票から備え付け。

## 【MEMO】